

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時40分)
- 議 長 日程第4「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。
- 町 長 町長の提案説明を求めます。
- 議 長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和7年5月22日提出。松田町長、本山博幸。
- 議 長 よろしく願います。
- 議 長 担当課長の細部説明を求めます。
- 税 務 課 長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。令和7年度税制改正に伴う地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたところがございます。これにより町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、4月1日からの課税に係るものについては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分により条例改正を行ったものでございます。
- 2ページ目に専決処分書。3ページ目に改正文。4ページ目に参考資料1として新旧対照表、5ページ目に参考資料2として本年3月の議会全員協議会で御説明申し上げました資料を添付させていただいております。
- 今回の改正は軽自動車税に係るもので、現行の総排気量が50cc以下の原動機付自転車につきましては、本年令和7年11月から適用される新しい排ガス規制への適合が困難であることなどにより、今後の生産、販売が難しいことが見込まれております。
- そのような状況を踏まえ、二輪車の車両区分の見直しが行われたことに伴う改正でございます。
- 詳細につきましては4ページ目の参考資料1、新旧対照表にて御説明させていただきますので、恐れ入りますが、御覧ください。
- 右側が現行、左側が改正案でございます。軽自動車税、種別割の税率を規定

する第29条でございます。

右側、現行の第1項第1号のウとエを繰り下げて、新たに加える左側、改正案のウでございますが、二輪のもので総排気量が0.125リットル、単位を原動機付自転車、いわゆるオートバイでよく使われているccに換算し直しますと、125ccとなりますが、それ以下で最高出力を50cc相当となる4.0キロワット以下に制御した新たな車両区分の基準を定義し、その税率を従来の50cc以下の車両と同額の年額2,000円とするものでございます。

また、改正案のア、イ、エにつきましては、新たにウを加えることにより、それぞれの税率の区分から除くものを整理するものでございます。

恐れ入りますが、1ページお戻りいただきまして3ページ目の改正文の中ほどの附則でございます。

第1項施行期日は、令和7年4月1日からとすること。

第2項では、経過措置として、改正後の規定は令和7年度以後の年度分について適用し、令和6年度分までについては従前の例によることを定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑なしとのお声です。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第1号専決処分の承認を求めることについて(松田町税条例の一部を改正する条例)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。